

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区 30・35 健診委託	No.5200357
工（納）期	令和 8 年 3 月 31 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	推定総額 3, 546, 800 円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人 荒川区医師会 (法人番号：1011505000458)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	荒川区 30・35 健診委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人 荒川区医師会 所在地 東京都荒川区西日暮里六丁目 5 番 3 号 代表者 会長 太田 誠一郎
特命理由	本件は、令和 7 年度末時点で 30・35 歳の区民に対する 30・35 健診の実施を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 荒川区医師会は、区内医療機関の医師会加入率は 8 割を超えており、会員は区内全域を網羅していることから、受診者は身近な医療機関で受診することができ、受診する区民の利便性は高い。 ② 受診者が複数の医療機関から選択することができるため、身近な医療機関で受診することができるだけでなく、受診結果をその後の診療等に活用でき、検診と医療の連携が可能となる。 ③ 区内医療機関との緊密な連携体制を有し、健康診査業務のとりまとめができる機関は上記法人のみである。 以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)